

老発0630第1号
令和8年6月30日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長
(公印省略)

令和8年度社会福祉施設等設備災害復旧事業
(介護事業所・施設等復旧支援事業分)の実施について

災害により被災した介護事業所・施設等の事業再開に対する支援については、「令和8年度社会福祉施設等設備災害復旧費（介護事業所・施設等復旧支援事業分）」（令和8年6月30日厚生労働省発老0630第1号厚生労働事務次官通知）の別紙「令和8年度社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金（介護事業所・施設等復旧支援事業分）交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づく国庫補助を行うこととしているところであるが、今般、被災地における介護サービスの提供体制の確保の円滑な実施のため、別紙「令和8年度社会福祉施設等設備災害復旧費事業（介護事業所・施設等復旧支援事業分）実施要綱」（以下「実施要綱」という。）を定め、令和8年4月1日から適用することとしたので、管内市区町村及び民間事業者等に周知の上、本事業の円滑な実施について、特段の御配慮を願いたい。

別紙

令和 8 年度社会福祉施設等設備災害復旧事業 (介護事業所・施設等復旧支援事業分) 実施要綱

1 事業の目的

この要綱は、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象（以下「災害」という。）により被災した介護事業所・施設等の事業再開に対する支援を図り、被災地における介護サービスの提供体制の確保を図ることを目的とする。

2 対象事業

本事業は、被災事業所等（交付要綱の 3 の（4）に定める被災事業所等をいう。以下同じ。）について、災害により、事業の継続が困難となった事業者に対して、災害の影響により、事業の継続が困難となった者に対して、事業の再開に必要な経費、備品の購入に必要な経費、新たな活動場所の賃借や従来の活動場所の修繕等のため必要となる初期契約費用（礼金、手数料等）、その他の再開準備に要する経費の全部又は一部を補助するものとする。

3 被災事業所等の確認について

被災事業所等の確認については、必ずしも、現地調査や実地確認を要しないが、現地調査等を行わない場合であっても、罹災証明書、罹災届出証明書、被災証明書、廃車証明書又は事業所に備え付けている備品台帳等を提出させる等、適切な方法により被災状況の把握に努めること。

なお、本事業の国庫補助に係る交付の申請は、交付要綱の 8 において「別に定める日」までに行うこととされているが、円滑な事業の実施のため、災害ごとに事業の対象となる被災事業所等の状況把握に努め、当該状況把握の結果について、厚生労働省老健局からの求めに応じ、報告を行うこと。

4 本事業における「事業再開」について

本事業の補助対象経費については、交付要綱の 4 において、「事業再開に要する経費」としているが、「事業再開」の考え方については次のとおりであるので、管内民間事業者等への情報提供の際、特に留意されたいこと。

- （1）介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）に規定する廃止の届出後の新規の事業開始及び法に規定する休止の届出後の再開に限らず、当該届出が行われない場合の休業後の再開も含まれるほか、災害により被災して以降、継続的又は一時的に事業を縮小しながら被災地で介護サービス等を提供している事業者等の、当該被災に係る復旧も含まれること。
- （2）事業再開後に被災事業所等が実施する事業は、被災前と同種のものを想定しており、例えば、訪問介護事業所を廃止し、通所介護事業所を新規に実施することは、事業再開として認められないこと。
- （3）本事業は被災地の高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことを支援

するため、介護サービス等を確保することを目的としており、被災時に所在していた区域で事業再開をすることが望ましいと考えられることから、原則として、被災時に所在していた都道府県（当該所在地が指定都市又は中核市の場合は当該指定都市又は中核市）管内の同一地域において事業を実施することをもって、本事業にいう事業再開とすることとし、この要件に合致する場合であれば、市区町村をまたがる所在地移転をした場合も補助の対象となること。なお、これにより難しい場合は、別途、厚生労働省老健局高齢者支援課に協議すること。

- （４）被災地の介護サービス確保の推進のためには、事業所等の統廃合又は拠点の増加等の有効性が期待される場合もあることから、必ずしも被災事業所等の数と、事業再開した事業所等の数が一致する必要はないこと。なお、本事業の国庫補助額については、事業再開した事業所数ではなく、被災事業所等の数に交付要綱に定める基準額を乗じた額としていること。
- （５）災害により被災し事業の継続が困難となった日から事業再開の日までの間に、別の災害による被害があった場合については、当初の被災日に係る災害及び事業再開の日までの一連の災害を一つの災害とし、本事業を実施すること。

５ 対象経費の実支出額について

本事業の対象経費については交付要綱の５及び６に定めているところであるが、次の点にも留意すること。

- （１）災害による被災日以降に要した事業再開のための経費を対象としており、交付決定日前に要した経費（当該交付決定日の属する年度以前の会計年度において事業再開のために要した経費を含む。）を計上して差し支えないこと。
- （２）この実施要綱の３による確認事項を踏まえ、適切な経費を計上すること。
- （３）原則として、本事業は被災前の現状復旧を基本としており、この実施要綱の３により把握した被災状況を勘案するとともに、交付要綱の５の趣旨を踏まえ、適切な経費を計上すること。なお、事業再開のために購入する備品については、被災地における介護サービスの確保に資するものであれば、必ずしも同型同種のものを購入する必要はないこと。また、中古品を購入することも差し支えないこと。
- （４）事業所等の借上経費については、補助の対象としていないが、事業所等の借上のための初度経費として、礼金及び事務手数料は補助の対象としていること。
- （５）各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備に関する事業）の「介護施設等の施設開設準備経費等支援事業」（以下「開設準備経費等支援事業」という。）による補助を受ける被災事業所等は、併せて本事業による補助を受けることができないこと。なお、法人単位でみたときに、例えば、特別養護老人ホームと通所介護事業所を運営している法人について、特別養護老人ホームは開設準備経費等支援事業、通所介護事業所は本事業による補助を受けるなど、法人が提供する介護サービス等ごとに、これら２つの事業を組み合わせる補助を受けることは差し支えないこと。
- （６）被災事業所等ごとの対象経費の実支出額が、３０万円未満のものについては、本事業の対象とならないこと。